

再生可能エネルギー導入促進条例検討会議(第4回会合)結果

- 1 日時 平成27年4月27日(月) 午前10時から午前11時
- 2 場所 ホテルルビノ京都堀川 平安の間
- 3 委員 増田委員(進行役代理)、緒方委員、関根委員、田浦委員、高木委員、古田委員、三野委員 ※植田委員は欠席

4 概要

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)のパブリックコメントの結果を報告し、条例案について、意見交換を行った。各委員の意見は、下記、5-(2)のとおり。

5 内容

(1) 開会あいさつ(山口環境部長)

- 環境問題やエネルギー問題が大きく取り上げられる中、これらの問題に対処すべく、この4月の組織改正により、環境部が新設された。
- 第一線で環境問題やエネルギー問題の研究に取り組まれている皆さまのお力をお借りしながら、できるだけ早期にこの条例を制定し、府独自の考え方による再生可能エネルギーの導入を進め、他府県のモデルとなるような取組を進めたいと考えている。
- 事務局から、この条例のパブリックコメントの結果を報告させていただき、作成した条例案についてのご意見や、府が具体的な支援をどう行うかについて、ご意見をいただきたい。

(2) 京都再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)パブリックコメントの結果について

京都再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)案について
資料2に基づき、高屋エネルギー政策課長が説明。

=委員の主な意見は次のとおり=

- 再エネ設備を導入したのち、その設備により創出されたエネルギーを効率よく使うことが、課題と考えている。エネルギーを創出した場所とエネルギーを消費する場所が離れているため、需給のバランスを保つことが難しい。
- この条例案では、再エネ設備を導入することがメインであるような印象を受ける。この条例案に基づき策定される施策の実施評価については、再エネ設備がどの程度導入され、創出されたエネルギーがどの程度効率的に利用されたかを評価していただき、次の施策につなげて欲しい。

- 再エネの導入が進むことは負担ではなく、メリットが増えることを、府民に理解していただくことが大事と考える。そのためには、国への働きかけ、府をはじめ様々な関係者による普及啓発、再エネの導入などに精通した人材の育成が重要と考える。これらのことについては、条例の中で記載することが難しいのであれば、施策の中でしっかり対応して欲しい。
- 一般電気事業者等に、再エネによる電気の供給量の拡大を図るための計画書の作成を求めることは、よいこと。今後の電力自由化により、様々な形態で電力を供給する事業者が現れると考えるので、再エネ由来の電気を供給する事業者を優遇するような仕組みができれば、再エネの導入がより一層進むのではないかと。
- 固定価格買取制度により、太陽光の導入が急激に進んだ。府内でも、市民協働による太陽光の導入が進み、再エネ導入により得た利益が地域に還元される取り組みが広まりつつある。今後、太陽光の買取価格が下がっても、太陽光の導入が進むような取り組みを模索し、府として、後押しするような仕組みが必要と考える。
- 小水力やバイオマスについては、導入が進まない要因を分析し、どのような仕組みを構築すればよいのかを考える必要がある。
- 府として、再エネを導入する目的を明確にされたことはよいこと。条例は大きな枠組みであり、財政的支援を含め実効性の高い実施計画を策定されることを望む。
- 国の戦略を受け、府は地域性などの特徴を活かしながら再エネの導入が進むような戦略を立てることが重要と考える。そのためには、府内の再エネ導入に向けたポテンシャルがどの程度あるのかをきっちりと把握し、府として、費用対効果を考慮しながらどの程度有効活用を行うのかを考えなければならない。
- 府県によっては、再生可能エネルギーの導入を進めることを明確に打ち出しているところもあり、この条例案を見る限り、府としての立場が少し見えてこない。
- 色々な制約がある中、まとまった条例案であると考え。
- 「京都エコ・エネルギー戦略」に掲げる「エネルギー自給・京都」を目指すのであれば、火力発電所の新設などを考える必要があり、火力発電所を新設すれば地球温暖化対策の観点から問題が生じる。府内のエネルギーの自給の向上と地球温暖化対策を両立して進めることは、難しいと考える。
- これまでの検討会議において様々な専門分野の方から様々な意見を集め、その中で落としどころを見つけた結果がこの条例案であり、今後、施策をどのように進めるかが難しいところ。
- 再エネは電気だけでなく熱も含まれており、この条例案では熱の利用も含まれているのかが分かりにくい。
- コンパクトにまとまった条例案である。実施計画では、単に導入を拡大するだけでなく、再エネを効率的に利用する観点も考慮し、府が率先して再エネの導入を進めることを明確にしておく必要がある。

- 再エネを導入するにあたっては、補助金などの支援に頼らなくても、再エネを導入した者が利益を得られ、継続して行えるような仕組みを考えなければならない。
- 自然環境の保全との調和など、地域の環境に配慮した再エネの導入を進める必要がある。

(3) 閉会のあいさつ(森田環境部副部長)

- この条例で、エネルギーを大量に消費する事業者については再エネ導入の義務化を、熱とか薪を使ったような地域おこしについては再エネ団体の登録制度で、推進していきたい。
- 家庭の分野については、太陽光でつくるエネルギーのコストが、電力会社から購入する電気料金に近づきつつある中、自らエネルギーを創り出し使うことが得と思えるような時代がくるのではないかと思う。
- 再エネの導入等の「等」には、再エネを蓄電池に蓄電する、水素に変えるなどを含めており、条例の中では具体的な記載が難しいので、実施計画の中で検討していきたい。
- 本日、いただいたご意見に加え、環境審議会でもご意見を頂戴し、議会に諮る予定をしている。今後、皆さまに個別にご相談させていただくことがあるかも知れないが、その際にはよろしくお願ひしたい。

以上